

仙台市家庭向けV2H充放電設備設置費補助金交付要綱

(令和5年5月24日環境局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、平時における温室効果ガス排出削減と災害時のエネルギー途絶リスクに備えるため、V2H充放電設備の設置事業に要する経費に対し予算の範囲内において補助金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車 搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項による自動車検査証の交付を受けた道路運送車両法第2条2項に規定する自動車をいう。以下同じ）をいう。
- (2) プラグインハイブリッド自動車 搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。
- (3) 電気自動車等 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車をいう。
- (4) V2H充放電設備 電気自動車等から電力の取り出し及び電気自動車等に充電する装置で、電動車両用電力供給システム協議会規格「電動自動車用充放電システムガイドライン V2H DC版」に基づく検定（CHAdeMO V2H protocol 認証）に合格しているものをいう。
- (5) 戸建住宅 一戸建ての住宅で、かつ、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第1条に定める区分所有権を有さない住宅をいう。
- (6) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備であつて、太陽電池モジュール、パワーコンディショナー（太陽電池モジュールが発電した直流電力を住宅で使用できる交流電力に変換する設備をいう。）その他これらに付随する設備で構成されるものをいう。
- (7) 太陽光発電システム 太陽光発電設備又は太陽光発電設備及び蓄電池により構成される設備をいう。
- (8) 補助対象設備 第6条第2項の要件を全て満たす設備をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 補助対象設備を設置する市内の住宅に居住、または居住する予定があること
- (2) 本市の市税を滞納していないこと
- (3) 暴力団等と関係を有していないこと
- (4) 同一年度内において本要綱による申請を行っていないこと

(5) 補助対象設備について本市が実施する他の補助金の交付決定を受けていないこと

(市税の滞納がないことの確認方法)

第4条 第3条第2号に規定する要件は、市長が申請者の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合はこの限りではない。

(市税の取扱い)

第5条 第3条第2号に規定する市税とは、個人の市民税（地方税法第319条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されるものに限る。）固定資産税、軽自動車税（種別割及び都市計画税とする。

(補助対象事業等)

第6条 補助の対象となる事業は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 補助対象者は、第10条の交付決定を受ける前に、V2H充放電設備の発注および施工に係る支払を開始していないこと
 - (2) 補助対象となるV2H充放電設備から放電される電力は、V2H充放電設備を設置する同一住居内で使用されること
- 2 補助対象となる設備は、以下の要件を満たすものとする。
- (1) 市内の戸建住宅に設置する設備であること
 - (2) 未使用の設備であること
 - (3) リース品でないこと
 - (4) 国の補助事業における補助対象機器として、一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているものであること

(補助対象経費)

第7条 補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象設備の購入に係る費用及び導入工事に係る費用から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額とする。ただし、国又は県その他団体から補助金を交付される場合は当該補助金相当額を控除した額とする。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、補助対象機器等の区分に応じ、別表1に定めるものとする。ただし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第9条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、事業の着手前に補助金交付申請書(様式第1号)に別表2に定める関係書類を添えて、事業を実施する年度の12月15日までに、市長に提出して行うものとする。

(交付の決定等)

第10条 市長は、申請を受理してから14日以内に当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとし規則第6条の規定による決定の通知は、仙台市家庭向けV2H充放電設備設置費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、不交付の決定については仙台市家庭向けV2H充放電設備設置費普及促進補助金不交付決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(手続きの代行)

第11条 この要綱による補助を受けて補助対象事業を実施しようとする者は、この要綱に定める申請手続きについて、補助対象事業に要する設備等を販売又は設置する者(以下「手続き代行者」という。)に対してこれらの申請手続きの代行を依頼することができる。

(交付の条件)

- 第12条 規則第5条第1項第1号に規定する市長の定める軽微な変更は、補助事業の内容の変更であって、交付決定を受けた補助対象設備及び補助金の額に変更を生じないものとする。
- 2 規則第5条第1項第1号の規定による変更の申請は、仙台市家庭向けV2H充放電設備設置費補助金変更承認申請書(様式第4号)により行うものとする。ただし、交付決定を受けた補助金の額を増額することはできない。
 - 3 規則第5条第1項第2号の規定による中止又は廃止の申請は、仙台市家庭向けV2H充放電設備設置費補助金(中止・廃止)承認申請書(様式第5号)により行うものとする。
 - 4 前2項の申請に対する承認は、仙台市家庭向けV2H充放電設備設置費補助金(変更・中止・廃止)承認通知書(様式第6号)により行うものとする。この場合、市長は交付の決定を変更又は取消しすることができる。
 - 5 前項の規定による変更又は取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第13条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定通知があった日から30日を経過した日までに仙台市家庭向けV2H充放電設備設置費補助金交付申請取下書(様式第7号)により行うものとする。

(実績報告)

第14条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業の成果を記載した仙台市家庭向けV2H充放電設備設置費補助金事業実績報告書(様式第8号)に別表3に定める関連書類を添えて、事業完了の日から60日を経過した日又は補助事業を実施する年度の1月末日までに行わなければならない。

(補助金の額の確定等)

第15条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、規則第13条の規定による通知は、仙台市家庭向けV2H充放電設備設置費補助金確定通知書(様式第9号)により行うものとする。

(是正のための措置)

第16条 市長は、第14条の規定による実績報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に指示するものとし、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の交付)

第17条 補助事業者は、第15条に規定する補助金の額の確定の通知を受けた場合、仙台市家庭向けV2H充放電設備設置費補助金交付請求書(様式第10号)を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定にする請求を受けた後に補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第18条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき
- (4) 事業完了の日から60日を経過した日又は補助事業を実施する年度の1月末日までに補助金事業実績報告書の提出がなかったとき

2 前項の取消しを行ったときは、仙台市家庭向けV2H充放電設備設置費補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第19条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を請求するものとする。

(財産の処分の制限等)

- 第20条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 2 補助事業者は、額の確定の通知を受けた日から5年以内に規則第20条第1項に規定する財産の処分をしようとするときは、あらかじめ補助金財産処分承認申請書(様式第12号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 前項の申請に対する承認は、書面により行うものとする。
- 4 市長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(書類の整備等)

- 第21条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しておかななければならない。

(協力)

- 第22条 市長は、補助事業者に対し、市が取り組んでいる地球温暖化対策に関する調査等について協力を求めることができる。
- 2 補助事業者は、前項の調査について、市長から協力を求められた場合は、これに応じるよう努めるものとする。

(その他)

- 第23条 この要綱の施行に関し必要な事項は、脱炭素都市推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から実施する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から実施する。

別表1（第8条関係）対象となる設備の補助額等）

補助金の交付額は、補助金申請額、補助対象経費に補助率を乗じた額、補助金上限額を比べて最も低い金額とする（千円未満切り捨て）

補助対象経費 (消費税除く)	補助率	補助上限額	
V2H充放電設備の本体購入および設置工事に係る費用から国や県の補助金を引いた金額	3分の1	V2Hと太陽光発電システムを連携しない場合 上限10万円	V2Hと太陽光発電システムを連携する場合 上限20万円

別表 2

No.	添付書類
①	住民票の写し（発行から3ヶ月以内のもの、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの）
②	同意書（申請者以外が所有している場合）
③	市税の滞納がないことの証明書（市税納付状況確認に同意しない場合）
④	V2H 充放電本体購入および設置工事に係る書類（見積書の写し）
⑤	V2H 充放電設備設置予定場所の写真（住宅全体及び設置予定場所）
⑥	<p>【国・県の補助金を申請する場合】</p> <p>補助金交付決定通知書（写し）</p> <p>※補助金の交付決定前に申請する場合は交付申請書でも可</p>
⑦	<p>【既に太陽光発電システムが設置されている場合】</p> <p>太陽光発電システムが設置されていることを証明するいずれかの書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在契約中の売電明細の写し又は電力需給契約書の写し ・ 系統連系に係る契約書類の写し ・ 保証書（太陽光モジュール及びパワーコンディショナー）の写し <p>【V2Hと合わせて新たに太陽光発電システムを設置する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電システム購入及び導入に係る書類（見積書、契約書等）
⑧	その他市長が必要と認める書類

別表 3

No.	添付書類
①	V2H 充放電設備購入および設置工事に係る契約書の写し
②	V2H 充放電設備代金の支払いを証する領収書の写し
③	V2H 充放電設備本体の保証書の写し
④	V2H 充放電設備設置完了後の要部写真
⑤	V2H 充放電設備設置完了を確認できる図面
⑥	【V 2 H充放電設備と太陽光発電システムの連携がある場合】 太陽光発電システムで発電した電気がV 2 Hを介して電気自動車等へ充電していることが分かるモニター画面の写真や電気の流れが分かる配線図面等
⑦	その他市長が必要と認める書類